

13 国民健康保険財政の安定化について

(厚生労働省)

京都市の国民健康保険は、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤がぜい弱であり、毎年一般会計から多額の繰入れを行なっておりますが、平成18年度末で85億円の累積赤字を抱え、被保険者や一般会計の負担も限界に達しており、財政はまさに非常事態というべき局面にあります。

国におかれては、国民健康保険財政の運営が危機的な状況にあることを御理解いただき、国民健康保険財政の安定を図るため、次の事項を実現されますよう強く要望します。

要望事項

- 1 他の医療保険制度との負担の公平化を図り、被保険者や地方自治体に負担を転嫁することなく制度が長期的に安定するよう、すべての国民が加入する医療保険制度への一本化などの医療保険制度改革の早期実現
- 2 改革の実現までの、国庫負担率の引上げなどの財政措置
- 3 国庫補助金の算定における保険料収納率による減額基準の引下げ
- 4 国民健康保険財政基盤強化策の拡充
- 5 特定健康診査及び特定保健指導に関して、被保険者や地方自治体に負担が生じることのないような財政措置等

主な要望先：厚生労働省（保険局国民健康保険課）

京都市の担当課：保健福祉局 生活福祉部 保険年金課長 中江正幸 TEL 075-213-5861

<参考>

1 京都市国保被保険者数の推移

年 度	13	14	15	16	17	18
被 保 険 者 数(人)	465,855	478,443	487,833	489,749	492,256	490,345
社 保 加 入 離 脱(人)	15,788	17,477	14,551	8,673	6,948	5,295

2 京都市国民健康保険会計収支

	単年度収支	累積収支
14 決算	△8 億円	△96 億円
15 決算	△12 億円	△108 億円
16 決算	+2 億円	△106 億円
17 決算	+11 億円	△95 億円
18 決算	+10 億円	△85 億円

3 保険基盤安定制度

(1) 保険料軽減分

法定減額を行った保険料について公費により補填する。(都道府県 3/4, 市町村 1/4)

(2) 保険者支援制度

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、一定割合を公費により補填する。

(国 1/2, 都道府県 1/4, 市町村 1/4)

4 特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年度から、医療費適正化の中長期的対策として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病の予防のための「特定健康診査」・「特定保健指導」の実施が医療保険者に義務付けられた。その費用負担については、国 1/3, 都道府県 1/3, 市町村（医療保険者）1/3 と定められている。